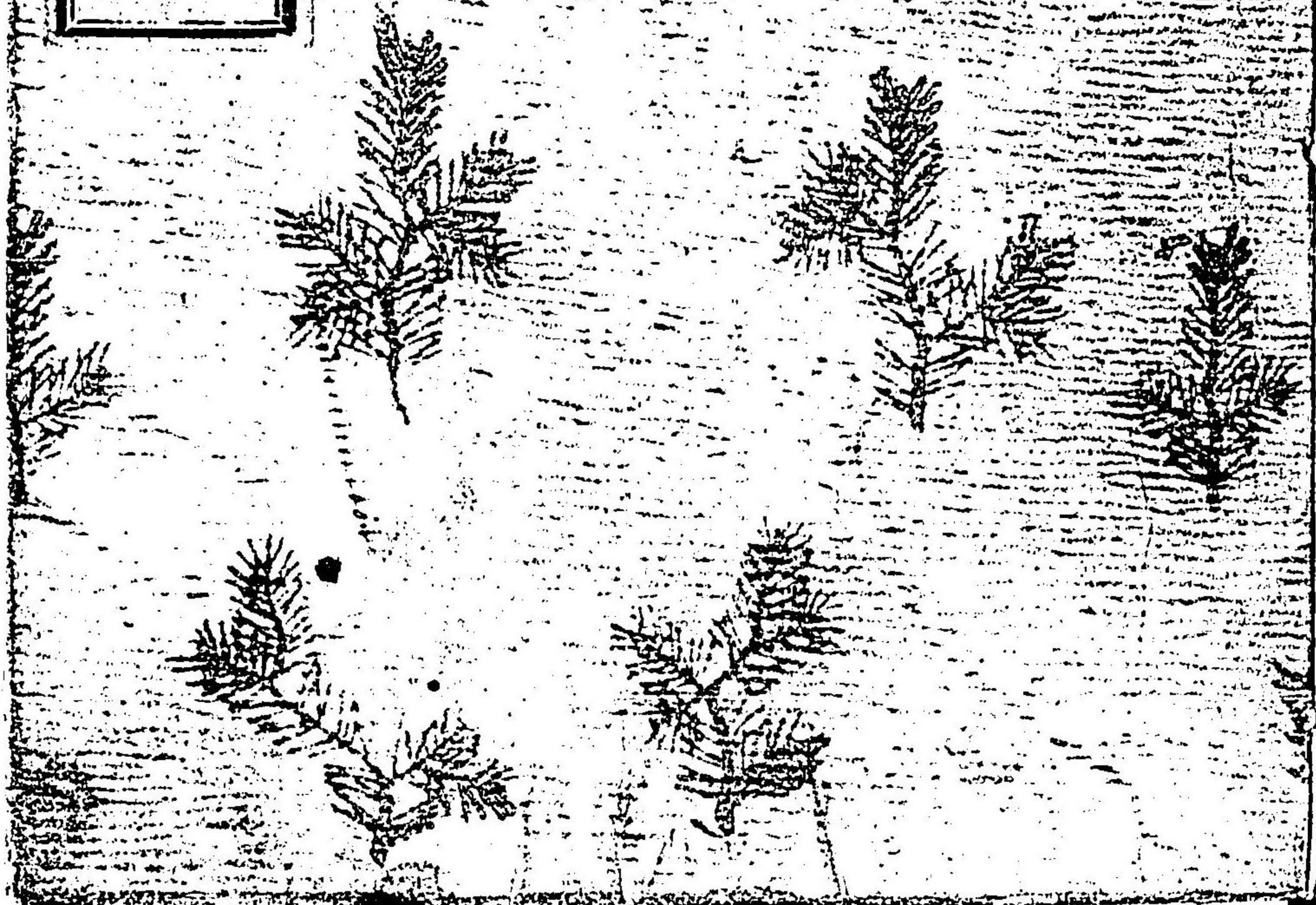


108

141

公事根源註釋

上卷之末



108
141

公事根源注釋上卷之末



高橋 國 憲 著

視告朔

上卯日

是の百官の行事上日をしるして月毎に天子の御覽せらるゝ也
 告朔の文をみそなひすと申心也天子大極殿に出御なりて見給
 天武天皇五年九月には雨によりて告朔なしと日本紀にあれば
 此時より前迄始りぬとは知ぬべし論語にいへるは月毎に朔を
 廟よりつぐるといへりそれを告朔といへり字のおなトけれ共
 心の替たり言愆意別と申のかやうの事にや此事或の一日に有
 又四日などなり視告朔とかきてたごかうさくと二文字によむ

か口傳にて侍なりおくさくとい不讀也

祝告朔は、本文にも見えたる如く祝字を闕てたゞ告朔と訓むべき例也なり延喜太
政官式孟月祝朔云々又天武紀五年九月丙寅雨不告朔六年五月壬戌朔不告朔云
々とあるはこれ百官の月々勤めたる上日(上日)即ち上直せる日を云ふ晝の殿居
を上日と云ひ夜の殿居を上夜と云ふ(の)日數をえたるを奉るを御門御覽せらるこ
れを祝告朔とは云ふなり○論語云々は、八佾篇云子貢欲去告朔之餼羊集註告朔
禮古者天子常以季冬頒來歲十二月之朔于諸侯諸侯受而藏之祖廟月朔則以特
羊告廟而行之云々とあるを云ふなり年中行事歌合よ「そをたにどのこしをき
けるからくにのひつしのめとをなほやたつねん」とよみてあるは此事なるをか
しされどこれは皇國の告朔とい意義ことなり文字の出所のみと見るべし

御國忌

四日

正月四日の村上天皇の母後の御國忌なり天曆九年正月は御門

宸筆を染られ法華經を遊して弘徽殿にて御八講の儀侍き其後
法性寺にて毎年に御八講の行のるさしたる事をし大かた法華
八講といふ事の勤操と云沙門の桓武天皇延暦十五年より行始
めけるよ又石淵の八講とは是を云なり十講廿講も同く此沙門
の始て行けるとぞ承る

御國忌とは、皇考皇妣の御忌日を云ふ即此處なるは村上天皇の母後の御忌日なり
○村上天皇は醍醐天皇第四の御子にまじく御母は昭宣公の御女總子と申せ
り○八講といふ法華八卷を八人よて講せると云ふ又これに開經結經の二卷を加へ
十卷となして講せると十講と云ひこれを二度講せれば二十講三度講せれば三十
講と云ふなりとも此講は本文に見えたる如く勤操沙門の始めたるものにて委く
は百因緣集九の卷に載せらる就て見るべし○延暦十五年より行始めけるにや云
々、原本行字下始め二字無し今集釋本に據りこれを補ふ○行けるとぞ承る、原本

は行けるよこそ承るとあれと今集釋本に依りかく改めつ

叙位

五日六日近代五日

其儀大臣以下左仗の座に著て先事を催行次に議所に付て勸盃の儀式を有り近比は此事絶て侍るよあを次に藏人をして諸卿をめす公卿射場殿にて管文を取て次第は御前の座につく関白ならびに執筆めしによりて圓座にすふみてつく執筆十年の勞をそうし續紙をめして位を次第に叙す王源藤橋の氏の爵の申文入内一加階勸文をぞといふ事侍りさのみはくだくしければ記に不及推古天皇十一年十二月にはじめて冠位をおこなはる大徳小徳大仁小仁大禮小禮大信小信大義小義大智小智此十二階也今は是に替りたる事なれども位のおこりを申さん

にこれなんかし天智天皇十四年正月は諸王諸臣は爵位を給とみはたり此叙位もとい六日に侍しを天徳五年より五日に始て此義あり曉をぞよおよべば七日節會の懈怠なりとてとりあげられけるよこそされば今よ到まで五日にさだまれり主上若の執柄をぞの衰日にあたれば六日に行はると事もつねの事なり

其儀云々北山抄云大臣著左仗云々と見はて左仗は日華門の内ある左近衛の陣座なり委くの元日節會の處は述べ置きたれば見合そべし○議所云々北山抄云議所裝束辨俗畢大臣以下起座座は左仗の座なり出自日華門著議所とあり議所は叙目又は叙位の時公卿の相議る所なり○勸盃は北山抄二日二宮大饗の段云其儀於北門前石階壇上取盃二人相對酌酒唱平(唱平ハ平カニ因リト)擬把入攝之突左藤一飲畢起又酌酒唱平次々唱平行之云々とまれ勸盃の禮式なり○公卿射場殿にて管

文を取て云々、北山抄に云大臣召外記仰可取管文之由、外記退還相率參入、取管
文等列立南庭、大臣以下經階下到射場、大臣立軒廊西二間、納言立射場殿、東砌參
議立南砌、外記相從立東庭、華大臣參上着御前座之後、第一納言入自東間立軒廊
戸間、外記進跪納言前、納言播笏取管入自右青鎖門進自御簾下置大臣間座、西
邊左廻退自本道着座次々如此云々、江家次第云件管入五位已上歷名一卷、諸司主
典以上補任二卷、上武官主典已上補任一卷、令外官一卷（大寶令に定られたる外にこれと令外の官と云ふ）、以上補任二卷、上十年勞帳一卷、云々、この諸官の勞帳の總てかくの如く別管、納
め進れる物なり、○管文を取て云々、原本文字下を字なり、今校本に據りこれを補
ふ、○執筆めしによりて云々、北山抄云大臣奉召微音稱唯進自寶子敷着御前
間座、即播笏取十年勞勳文入管、藤行奉御簾中一把、笏復座とあり、さて十年の勞を
奏すと云ふ、何れの官を問はせ十年の間勤め續きて功勞ある者を奏上せると云
ふなり、○王源藤橘云々、原本王一字を脱、今集釋本及校本に據りこれを補ふ、○
氏の爵の申文、江家次第云件、氏爵申文在、現管外記史依、上日叙之、（件申文、在現管）入

内並一加階、叙位之間叙從下、了後令殿上辨召外記勳文不入物進之、每事被問、
外記諸官給雖下、叙内階自餘依、姓叙内外階、若有疑姓者先叙外階、後日依、
叙内階、朝外（是朝外、姓叙外階、類也）異内階（是非朝臣、姓叙内階、也如清原真人）、真人、宿禰連、直公、縣主、忌寸、首
王、平、源、藤原、橘、菅原、大中臣、高階、在原、宮道、已上不叙外階、必叙内階、叙畢
入管奉執政、覽畢給後大辨退、云々、又叙位抄王氏の王孫を舉し源氏の辨學院の學
生を舉し藤氏は勸學院の學生を舉し橘氏は是定の舉なりと見えたり、よれ橘氏世
を經るに隨ひ其家兼へ行き、遂に藤氏の爵の舉をあらざるに至れるより橘氏の外
戚なる公卿一人を撰みて是定となし、これに橘氏一門にかゝる事をも掌らせら
れ給ひしものなるべし、○叙日云云、拾芥抄云、生年、衰日、子午、生、丑、未、生、午、寅、申、生、巳、
卯、酉、生、辰、戌、生、卯、己、亥、生、申、とあり、されば叙位の當日、主上若しくは執柄大臣の衰日
なる時は延てその翌日に行はれしものなりと云ふ

白馬節會 七日

此節會の事大方の元日ノロニチなどにおなじ元日は氷の様ツツミはらかなの贅ヒ御曆ヨリなるあるによりて押なべて諸司の奏といふなりけふは兵部省より奉る御弓奏イナクサシばかりを内辨も奏聞するなり若卯日にあらばけふも諸司の奏と云へ去卯杖の奏あるによりてなり去からざる時はたゞ御弓奏候哉と仰す天竺の貝多羅葉は其長さ七尺五寸なり弓のたけも七尺五寸なる故は是をたらしとい申にや白馬の節會をあるひは青馬の節會とも申なり其故は馬は陽獸なり青は春の色なり是によりて正月七日に青馬をみれば年中の邪氣をのどくといふ本文侍なり仁明の御門承和元年正月に豊樂院におはしまして青馬を見給同六年正月には紫宸殿ふて御覽せらるされば此馬の事禮記に春を東郊トウキョウにむかへて青

馬七疋を用るとあり七は小陽の數正月は小陽の月也又十節記に白馬を馬の性の本とす天に白龍有地に白馬有又天の用は龍なり地の用は馬なり人の用の龜なりと申本文も侍にや今の節會に三十七廿一疋をひかるをなり是は三の三才ミタカにかたどり七は七日にあへるより寛平の御記よのせられたり今日の毛づけの奏よも皆あし毛とばかり有是白馬をもとせざる故なり儀式なほは大かた元日ゲンニチよれなと其上いつもの事なれば記すも不珍フシラシやうなれし書カキのせを天武天皇十年正月七日に御門小安殿よれはしまして宴會の儀有り是や七日の節會の始なるべからん

白馬節會はまたあをうまの節會とも云ひて正月七日に行はせらる延喜左右馬寮式ニ云凡青馬二十一疋白十一疋至正月七日貳察半分ニ之云々又内裏

式云左右馬寮各牽青馬、入自延明門、云々、即ち左右の馬寮より廿一疋の青馬を
大庭の内に引渡し、御門これを御覽せらる事はつるのち諸王及び群臣に宴を賜
ふこれを白馬の節會とは云ふなり。○御弓を、こゝに「かんたらし」と訓みたれと古
き書は多く「みとらし」と訓めり。萬葉一卷に載られたる中皇女命の御歌に「御
鞆の梓弓の中弭の音きなり」とも見えてかくよむことを正まけれ「かんたらし」と
の訓ひべからざる然るに本文に弓の文具多羅羅と等しければ「たらし」とは云ふな
らん。と記されたるは甚き誤なり。御弓を「みとらし」と云ふは御帶刀を「みはか
ま」と云ふに同じ。貴人の御手、執らざるより尊みて云ふなり。○年中の邪氣をの
ぞく云々河海抄云正月七日看青馬、青以白爲、本天有白龍、地有白馬、是日見白
馬、即年中邪氣速去不來也とありされば萬葉廿大伴家持卿の哥として載せたる
「水鳥のかもの羽色の青馬をけみみる人はかきりなしといふ」とも見えて古へ
りもはら青馬を用ゐしあり。正月七日に青馬を見れば邪氣を拂ふとのふことより
此節會も起りしなるべし。○三才は、年中行事哥合、御馬は三七十二一疋なるべし

し是は三才天地人にかたごる云々と見ゆれば集解本に三陽と作るは三才の誤り
なること決なきなり。○毛せけの妻は、馬の毛色とかまを記して妻聞するを云
ふなり。○あし毛は、文字にあつれば筆毛と記きて白毛に黒きさしのあるものな
り。○御門小安殿におはしまして云々、天武紀云十年正月丁丑天皇御、向小殿而宴
之、是日親王諸王引、入内安殿、諸臣皆侍于外安殿、とあれど小安殿事、見えずされ
ば同じ殿なるか江家次第に小安殿、大極殿、後房也とありこれ大安殿に、大極殿、向ひて
の稱なるべし。傍訓にコアンドノと訓るは誤なから日本記の訓にも大極殿をオホ
アンドノまた大晏ドノとあるこれ上古より朝堂正殿の名なるべし。但しオホア
ンは大安と書るを安を字音に寫誤りしものなりされば正しく小安殿をばコヤス
ミドノと訓べきなり。

御齋會 八日

是は大極殿にて八日より十四日まで七ヶ日の間最勝王經を講

せられて朝家を祈申侍なり此經とり分國家を護持する功能あるによりて荒玉の年の始に先講せらるるにや天平元年十月に大極殿にて講せらるるまた天武天皇九年五月より始めて金光明經を宮中ならびに諸司にて講せらるる是なんぞをも始とい可申か桓武の御宇延暦廿一年正月よりか様以年々の事に成ぬるなるべし

御齋會の事北山抄云王卿先着東廊座上卿召外記問諸司具否式部卿正治等召辨問衆僧參否仰可令打鐘之由辨少納言外記等出居東廊內座式部彈正度龍尾道前着東西廊座左右檢非違使候庭中亂察濫行王卿着大極殿王太夫堂童子等同着僧侶參上治部女番引之二部樂在講讀師聲前衆僧着座後各供一曲講畢講讀師退下樂工在前而出東西行香如常若有行幸鈴妻警蹕等如恒親王以下着靴又如御小安殿後王卿出昭訓門脫靴着廊座御座在高座良角御屏風東去

一軒丈設内辨座王卿座在南欄下辨少納言輔弼等座在廊前上官候南面東階東掖堂童子等座在殿庭王大夫座在其西圖書寮仰打鐘候御輿畢御大極殿近衛引陣大臣經東北壁下着座次王卿參上僧等出入自北面東西戸經北壁外行道事訖王卿出昭訓門着靴供奉自餘如常云々○最勝王經を講せられ云々年中行事哥合「初はるのころのひしるをいへこと若の八才代をなほいのりけれ」ともあるが如く最勝王經は國家護持の功能あるものなりして八日より十四日まで七日の間大極殿に於て行せらるるこれを御齋會とい申也また金光明最勝王經の十卷は唐土の三藏沙門が本制を受けて講述せしもの也と云ふ○是なきとも始とは申べきかかくあれども持統天皇紀八年五月癸巳の文に毎年正月上玄を以金光明經を讀めとあれば御齋會の始は持統天皇の御時にあるべし

真言院御修法 同日

是も今日より七日おこなはる今年金剛界なれば明年は胎藏

界年々に替へて修せらる。後七日の御修法とは此事也。天長六年に弘法大師大唐の内道場へ准じて真言院を宮中に申立られて承和元年より大師則ち此法をはじめ行はる。

御修法は「ミシホ」と訓むなり。これを「ミシヲ」と訓むは正しからざる。此御法の本文に見えたる如く八日より十四日まで七日の間行はせ給ふ御事なるが年中行事秘抄よれば甲の年金剛界なれば乙の年は胎藏界と輪轉し行はせ給ふ事にてこれを後七日の御修法といふよしなり。○金剛界胎藏界松屋翁の記によれば金剛界は大日阿闍梨生無量壽下空成就の五如來を云ひ胎藏界は大日寶幢開敷花王阿彌陀天鼓雷音の五如來を云ひ胎藏界は眞言行者の初めて一切智心を發するを人の子の父母の因縁にてその母の胎内に宿るに譬へその道を修めて悟を開くを以て其子の成長に譬へ金剛界は金剛寶の堅固なる性の不改如く法の心の動かざるに譬へしものなりと云ふ。

太元帥法 同日

治部省にて七ヶ日は是を行はる。藏人内藏寮の官人をもて御衣を給て壇所におくる御衣筥に入て緋のつなにて是を留め御所より給はへば藏人封を付て是を治部省につかひして御祈りをいたさしむ結願の日は御衣をもとのごとく返上するなり。此帥字をも不讀たむ太元法といふが口傳にて侍なり。小栗栢常曉律師承和五年に入唐して華林寺の元照といふ人へ達ふて此太元帥法をつたふ秘法なるよし。よて異朝にも都の外には不出といへ共常曉が才器をみてひそかにさづけけるとか。其後歸朝して小栗栢の法琳寺と云所にて修しけるなり。齋衛頃天下の大早に神泉苑にて此法を修しけるに白龍現じて雨をくだしける。

とをん

太元帥法は、帥の字と措きてた、大元法と讀ひべし此法は本文にも見ゆるが如く常曉律師の曾て唐國に渡り華林寺の元照大師に隨ひ學び得て後皇國に歸りその故郷なる小栗栖の法琳寺に於て修行なしたるが始にてその後次第にひろまり行きて遂には九重の御内にも行はせ給ふ事とはなれり修法の折に給ふ所の御衣は玉躰に擬ふものあれこれと壇上を供へて七日の間玉躰の御安全を祈り結願に至りてこれを返すつるなり○常曉の傳は、元亨釋書に載せたり云常曉山州小栗栖路傍素子箱長師事元興寺豐安承和元年甲寅入唐到淮南廣陵遇和靈寺文瑛稟密教云々又謂花林寺三教講誦大德元照請益密與照授以阿闍梨位從受太元帥法此法彼國不出都下畿外不許修供照喜曉之才器潛授云々斯れを此本文は釋書に據つて記されたるべく又承和五年とあるも元年の誤りなる事釋書に照らし明なり○都の外には云々原本及集釋本にも都の外をどあれどかくては文意も通えされは松屋齋の考に隨ひて改じ○さづけけるとかや云々原本

本一、け字なし今校本に據りこれを補正す

女叙位

同日

是は女房の位階を叙せらるゝ事にて隔年に行はる其儀大かたは叙位に同じ大りんてん小りんてんきりくひの申文うつほ勤文などいふ物あり切杭の申ぶみといふはたとへば生年十歳の女官四十年の勞をもて叙爵をるなり其故はかの十歳の女の母世にもならば其間の勞をかながへて母の世年と女の十年とを取合て四十年の勞ふなして五位のしやくを申也是をきりくひの申文といふべし又典侍掌侍命婦藏人東堅子はしづの物を叙する事あり二位三位などさるべき人あれば叙せらるゝ也中にもあすまわらんと云い内侍司の被官にある物にて行幸

の時姫松とてをかじ馬に乗て供奉するてね事なり是の三子をもちぬらるるふや三子も天子のまほりにて有由緒も侍る故とかや年毎に申文をいだして必五位の位を給なり是のむかしよりおなじ名乗を相傳して紀朝臣季明となのるいとふいなる事にころ持統天皇の御宇正月に内親王以下の位を給と侍るの女叙位ののりなむかし

女叙位は北山抄云大臣依召惟御前奏請後召殿上次將差遣院官令献御給名簿或召職人書下名尋取副於笏或レ下陣頭令作位記令持内記參上令奏請印之後又奏即留御所云々まづ此日の儀式は大概かくの如きものなりと知るべし○大輪轉小輪轉江家次第云大輪轉は女司以下七人輪轉尋叙外記進其勘文中古以來絶畢とあるに依れば大輪轉は中古以來絶たるも小輪轉のみは當時なほ行はれつゝありしもの如くに覺ゆるなり小輪轉は園司主水東登等にて大輪轉は

女司主殿女中御手水女官掌縫女官園司主水東登等を云ふ由同抄に見えたりされば此叙爵の法は右に引きたる如く年々その順番を以て廻り々に叙爵せらるるものなり○うつは勘文は江家次第に見ゆ云空勘文は白後朱雀院時不載可叙之者只載例許故稱空勘文とありまた松屋翁の説にこれハ舞妓の勘文にその無き人も有るなりとのきなきゆゑに空勘文とは云ふなりと見えたり○切杭の申文は江家次第に切杭は如樹生若造とありこれ其母の勞を切杭に譽へ女の勞を若造に譽へたるものにて母子の勞を一は取なしてその子に叙爵あらん事を奏請する文なり○生年十歳の女官云々原本十一歳に作る今江家次第及校本に據り一字を削る○姫松は類聚雜要に比女大夫と書き杭草紙に行幸の折のひめまうちさみ云々またひめまうちさみさへやんことなきめづらじうたはゆるなき見えで姫松は即姫大夫の轉稱にて松の字は假り字と知るべし○名乗と云々原本名乗名宇とある今集解本及校本に據りこれとあるは古事記

雄略段に見えまた萬葉首巻載せられたる雄略天皇の大御哥に「家告閉名告沙根云々」とあるが如く已か名を人に告閉かとするを名乗とは云ふなり○紀朝臣季明云々朝野群載第四巻に東端の申文あり云正六位上東端紀朝臣季明誠惶誠恐謹言請被殊蒙天恩因准先例依格勳勞叙一階右謹檢察内爲東端之者依其勞勳預榮貴者古今例蹤跡多在望請天恩因准先例給榮貴方仰奉公之至季明誠惶誠恐謹言永保二年正月十一日正六位上東端紀朝臣季明云々と見えたりこれ榮貴を請ひまつりたる時の文なり鼻祖季明東端となりし後相繼きて當職にのほるもの必記朝臣季明と名乗るべき例となれる由なり○内親王以下の位を給ふ云々持統紀云五年春正月癸酉朔賜親王諸王内親王内命婦等位とあるこれなり

給女王祿

同日

參議辨史などむかひて承明門の内のにしの座よて女王に祿を給事あり昔の王四百廿九人女王二百六十二人と定られて年

毎にける祿を給けるとかや女王祿と字にの書たれとたに王祿と計讀て女字を略すると口傳とは異なるなり

給女王祿北山抄云隨辨官觸藏人可令入女王由仰石印畢舊例作表文後日表之參議加署云々西宮記云不破節會西幄爲女王座とありこれ西幄を以て女王座に充つものなり○昔は女王云々江家次第云賜時服王定四百廿九人待其死關依次補之但改姓爲臣之關不補其代隨即減定額數凡賜給女王定二百六十二人其隨關補代及改姓不爲關又云其祿法人列額正足綿六屯云々此等ハもて時服の料に賜ひしものなるべし○承明門の内のにしの座にて云々原本にしの座にてをにくの座してと誤り次に王四百二十九人女王二百六十二人とある四百の四と卿字に誤り六十の下二字を脱し今集釋本校本及江家次第に據りこれを正補す

縣召除目

十一日

縣召の外官をもねと任せらるる也外官とは諸國のつかさど
 て侍るの中をめがたとは申也外國の人を召て任官をさづけら
 るればか様一名づくるにや其作法執筆の大臣參て御殿の弘應
 にて事を行申文を色々に多侍りて大間にかくに尻付とてい
 とむづかしく執筆の難儀よて家々の口傳流々の故實共様く
 に侍事にこそ大かたせちる宦奏叙位除目をい四々の大事と
 有職の家への殊にさたまるるべト名替國替名國替秩滿更任
 任府返上をい申文色々敷を不知おほよと此除目につけ
 て可知事共十年の學にもさいのめがたく百丈の紙にも書の
 へがたじされば先達一不習とての轉つともむべき事ならんや
 然ばとて後昆のるかせおしてみまがら捨事ながれ式日は十一
 日より始りて十三日まで三ヶ日なり景行天皇の御宇武内の
 宿禰を棟梁の臣よなさる是官職のはじめなり

縣召除目、北山抄云、當日著議所參御前儀同叙位儀大臣依召著御前圓座仰
 云依例行之大臣稱唯播笏取關官帳入管奏之覽畢返給後座端笏先奏可給所
 々勞帳者之由隨氣色開大間任兩三人云々さて縣召除目と云ふは諸國の司
 人を召してその任命の式を行はる事にてまづ其の官より其の官へ轉るとり
 に新任の官名を記して舊名を除くこれを除目とは云ふなりとも縣名の除目たわ
 外官を宗と任する事あれを取添へての内官をも任せらるることなり此式は正月
 十一日より三ヶ日なれと末の世に至りては式日外にも行はれ或は延引して二
 月三月の間に行はれ希には四月も行はれたる事もありし由官職秘抄に見えたり
 ○外國といふ京畿の外なる國々を云ふなり○執筆の大臣参りて云々、集解に江家
 次第を引きて云執筆硯不用唐硯筆不用丹管班竹等、故責件、兼可用白管唐墨

事除目薄墨位濃墨云々一度磨之不再磨凡令水磨爲墨久磨之云々右の作法に據りて執筆の大臣事を取行ふものなり○大間とは春秋の除目に大官を以てしるる宿紙をつぎたる巻紙なり大間と云ふ名は欠官あれば外記ことごとくしくこれをしるるを其記に一官毎に其間廣くあけてこれを欠く故に大間と申せなり宿紙とい薄墨色の紙なり○尻付は除目の時大間に其人をしるさせして其下に小書に前任の事を記するなり江家次第除目篇首書云春王抄云雖顯官文章得業生有尻付云々延久二年秋教家任式部丞尻付云前文章得業生と記する此類あり○いとむづかしく云々原本よはいとむづかしくと作れどこのかた勝りて聞ゆれば今集釋本及校本に據りてかく改めまなり○官表は太政官の奏事と云ふなり○名替國替云々名替は先任に替ると云ひ國替は甲の國より乙の國へ替へて任せる事にて所謂轉任の姿なり名國替は任る國も替ると云ひ秩滿は任限の満るを云ひ更任は重任の事を云ひ任府返上の官を致る時に割符を返上する事を云ふなり○十年の學にも云々此除目行事は極めてむづかしきものにて中々心

ひとつにていなし得らるる事にあらざれば必ず先達の筆につきて習ひ得たる後これを行ふとの義なり○棟梁の臣になさるとは景行紀に云五十二年秋八月己酉朔壬子立稚足彦尊爲皇太子是日命武内宿禰爲棟梁之臣とあるこれなりされどまれり官職にあらざれば臣の棟梁の義なり

孝徳天皇大化五年は八省百官を定らるるれよりさきい大臣大連などいふ號ありき文武天皇大寶に淡海公不比等に勅ありて律令定官位位階の事をのせられたり其後たほくのそかるる官も有又とへらるる職も有き是を令外の官とい申しや但内大臣中納言の大寶より以前にも有號あれ共官位令よいのせられず定て故有連ならんかし京官除目と申し京に有諸司を皆と被任是はる中の入に官を給ふなり

八省百官を被定云々、孝徳紀云、五年正月詔博士高向玄理與釋僧旻置八省百官
と見えて即此時始て置れたるなり○原本百官を、百官をらとあり今集釋本及
校本にら字なきに隨ふなり○位階の集釋に職員令の誤あらんと云へり○令外
の官は、内大臣中納言の二官を云ふ此官は大寶令以前のものあれども内大臣は
三公の外なれば令には載せざまた中納言は大寶元年三月に罷られ其後九年を經
て慶雲二年に至り再び置れたれと大寶令撰定の時已に廢官とあれりしかば令に
は載せずされけこの二官を令外といふなり

御齋會内論義 十四日

十四日は御齋會の結願なり内論義の御殿にて行はる御物忌の
時の南殿にてあり問者講師などを有て御前にて論義すれば内論
義とは申あり孝徳天皇白雉三年四月に惠隱沙門を内裏よめさ
れて無量義經を講ぜらる沙門惠資を論義者として一千人の

沙門作聽衆たりと日本紀よしるせり又天長十年正月廿四日
延曆寺の僧圓澄を召て論義ありとみえたり是をよや事の發と
も申へからん

御齋會内論義の、北山抄に見ゆ云公卿參内者右近陣官勳酒有次將着藤着
盃上卿召外記史令着陣座頃之召仰外記可令入僧等之由令仰陣僧等入自
月華門行立射場邊藏人向石近陣召王卿出居着座後王卿參上僧侶參上門
闌梨加持持香水僧細讀僧夾名次論議畢隨喜始間王卿置笏御導師着本座王卿
把笏到殿上戸下取祿頭職人等傳進東賢子跪被僧等僧等退出王卿退下出居又
退先是僧細讀論議僧名付内侍奏之若當御物忌者於南殿東廂有此事出居參上王卿着座次僧侶入
自日華門參上事畢進良角戸下取祿被之云々此内論議は御齋會結願の日に清
涼殿御物忌の時には涼殿に於て行はせらるに於て行はれたりと云ふ○内論義とは申へ云々原本内字
の下に論字と脱し次に内裏と内論義と作り次に沙門惠資を惠隱に相仿また沙門

作。聽衆たりとある作の字をこの字に作りたるの何れも誤りなる事明瞭なれば今
集釋本及校本に據りてこれを正補す

獻御粥 十五日

昔他國の事ふや蚩尤といふ惡人有けるが黃帝と申御門とたこ
かひて正月十五日に蚩尤つひよあろされぬ其首の天狗と成
て其身の蛇靈となる是れよりてける或の時あづきの粥をよて
庭中に案を立て天狗を祭て其後東に向再拜してひさまづきて
是を食もれば年中の邪氣をのぞくといふ本説ありまた高辛氏
むすめありしが是も心あしくして正月十五日に巷中にしてう
せぬ其靈魂とひまりて道路にさまよひて行人をあやます此人
平生粥をのみこのみける故に今日是をまつればわざはひなし

とて此二説いづれをよしとも難定大方あたたま養産の時を
と粥を四方よとくもかやうの事の發にとぞおほゆる寛平の
比より年毎に是を奉る其外三月三日をこの御節供も此時より
同定めらる七種の粥といふ穀大豆小豆あはくりかきさこ
げなとをりと九條右丞相の御記にみえたり

獻御粥延喜式云正月十五日供御七種粥料米壹斗五升粟、黍子、稗子、萱子、胡
麻子、小豆、各五升菹四升云々長明四季物語云、十五日かゆの事、推古天皇の御
代より見る事にて赤き陽の色をからせ給事にて小豆のゆをたまはらせ
給ふと冬の際の餘氣を陽徳にて消させ給事御心なるべし云々と見えいと
むかしより行かせ給へるものなり○其首は天狗となり其身は蛇靈となる云々
原本首字を後字に誤り蛇字を地字に誤る今集釋本及校本に據りてこれを正す○庭
中に案を立て云々拾芥抄云正月十五日亥時煮小豆粥為天狗祭庭中案上則粥

兼時向東方再拜長跪服之終年無疫氣と見えたり此事はもと彼の漢土にてあ
せるもさなりとを我皇國にも斯る例の起りしは如何にと云ふにいつしか彼國
の風俗は倣ひ俗人の云ふも更なり九重の御内にもかゝる例を殘さ給ふ事とは
なりしなるべし○寛平の比より云々此御病の事は前段にも述べたるが如く古くよ
り行ひせ給ひし事なるが確實毎年にかゝる事なく行はせ給ふ事となりとは即
ち宇多御門寛平の頃よりなりと云ふ意義なり

御新 同日

是は百官悉新を奉て宮内省よをさめらるゝなり其數をぞは延
喜式に見えたり天武天皇正月十五日百寮諸人新を奉る事あり
御新と書てみかま木とよむべし

御新ことには「ミカマギ」と訓むなりかく訓むゆきは日々の御炊を始め種々の事
に就きて用ゐ給ふ所の御電木なればかくの云ふなり神令云凡進新之日辨官及
式部兵部宮内省共檢校貯納主殿寮云々主殿式に云年中所用御新之數湯殿料一
百八十荷御匣殿御洗料七十二荷御沐料一百八十荷御脚水料貳百四十荷御炊料七
百八荷儲料二百荷中宮御餐殿五荷云々と見え此御新の諸司並五畿内なる國司
等のもともより供進るものなり年中行事哥合に「百寮の百のつかさのみかまきに
氏のけふりも賑ひにけり」と詠れたるは月輪中將(家尹朝臣)にて哥の意は百寮の
百司と云ふ枕詞なりさて毎日百司にて用ゐ給ふ御新の元いと云へは百姓の
取りて進るものなれば今も百司の電より賑ひつゝ繁く刺昇る煙の色をみ
るにつけても百姓の淺からぬ心の程をわして知らるゝとの事なるべし

踏歌節會 十六日

踏歌といふは正月十五日の男踏歌の事にて侍へし近比行れ侍
るは女踏歌なりそれは十六日なり光源氏の物語などにもおほ
くはをとして踏歌の事を申侍るにや大かた正月十五六日は月の

比あれば京中の男女の聲よく物うたふをめぐりつゝをへて年始の祝詞をつくりて舞をまはせなごせられ侍じ故に踏歌とい申なめり天武天皇三年正月に大極殿お渡御なりて男女わかつ事をく闇夜の夜にも有しにや持統天皇の御時は漢人踏歌をそうし玉の闇の夜にも有しにや持統天皇の御時は漢人踏歌をそうし唐人踏歌を奏す聖武天皇天平の比に踏歌の儀はてと祿を給て仁義禮智信の五文字を短尺に書て是を人々よさぐらむ仁の字にさぐりあたりたるものにいふときぬをたふ義の字に取當たるものよの絲をたふ禮の字には縣をたふ智の字には布を給ふ信の字には段常布を給ふいと興ありし事にや又おなじき御時踏歌のゑんにい六位以下の人々琴を引てうたひてい

く「あたらしき年の始にかくしことをつかへまつらの萬代までに踏哥の節會、北山抄云、天皇御南殿、近衛引陣警蹕如常内辨著、元子内侍召入謝座參上所司開門、開司著座大臣召入少納言參入大臣宣召侍從、群臣參入謝座謝酒著座供御膳賜臣下饌、供御酒給臣下等儀皆同、元日一献後國極奏二三献、後仰御酒勅使、雅樂寮奏五樂、次内教坊、列當進舞妓奏、左右府生取標、次妓女踏哥、次群臣持舞大藏積祿辨奏、目録大臣奏、宣命見參給參職二人、宣制如恒中務輔唱名給、綿有差云々、又延喜中官職式云、正月十六日踏哥妓四十六人、祿料細色綿六百、色豫贈、大藏省饗華班賜有差云々、と見えたり。○天武天皇三年正月云云、これは以呂波字類抄本朝事始を引て云へり、但し歴史には見る所なし。○鳥羽玉の鳥は奴の轉訛せしものあれば、奴羽王のと稱ふるを正しとぞ、此詞はもと黒きと云ふよかゝる枕詞なれと轉りては夜、月、夢、暗きなど云ふに用ふる事となれり。○持統天皇御時云々、持統紀云、七年春正月丙午漢人等奏踏哥、云々、八年正月辛丑漢人奏踏哥、癸卯唐人奏踏哥、云々と見え、踏哥はいと古よふ行はれつゝありしも

のなり。○聖武天皇云々。聖武天皇云々。二年春正月辛丑天皇御大安殿。宴五位以上。晚頭。後三幸皇后宮。百官主典已上。陪殿踏哥。且奏。且行。引入宮裏。以賜酒食。因令誦短冊。書以仁義禮智信五字。隨其字賜物。云々。この祿は踏哥の終たる後に給ふ事。云々。と興ある事。云々。なり。○男踏哥の事。云々。次に踏哥の儀は。てて云々。次に闇夜に云々。次に智の字には云々。信の字には云々。原本の。二字を脱。今集釋本及校本。よ據り。これを補ふ。○段常布。段常とはそのたけ一丈三尺なるを云々と賦役令義解に見えたり。○又おなじき御時云々。これは天平十四年正月の事なり。天皇大安殿に出御ありて宴を群臣に給ふ。五節の舞奏し終たる後有位の人は云々。更なり。諸司。史生等。よ至るまで更に宴を給ふ。此時六位以下の人々琴を操らして。新しき年のはじめにかくしこと。つかまつらめ。萬代までよ。と唱ひたること。續紀に見えたり。また古今集に「新らしき年の始にかくしこと。千歳をかねてたのしきをつめ」とあるは。まれば先の哥と詠替たるものなり。

延暦十四年の正月には詩を作りてうたひけるとかやおほよそ

節會の儀式の常の事をれば今更記に不及。元日踏哥をば小節と申。白馬豊明をば大節と云にや。小節おのまぢきんだちめせと仰す。大節にの刀禰召せと内辨の仰する替め有。其故はまぢきんだちとい大夫達とかけり五位のもの。と申なり。五位已上のものをめせとおほする心なり。大節よ刀禰とは六位をいふ。六位の輩までをめせといふ心なり。しばらく大小の節をわかつ事はかの偏頗の恩によてなり。踏歌節會をばあられはしりのとよのあかり共申にや。或いあられまじりと宣命の譜にのよめり。此殿竹川をうたひ高巾子綿の華をつくる事は男踏歌の事なるべし。今の代に行侍るの十六日の女踏歌なんかし。

詩を作りてうたひけるとか。云々。原本うたひけるとか。とあるは。今集釋本及校

本によりこれをあらたむ○大夫達、此處に「まちきんだち」と訓めり「まへつきみだち」の轉略にて殿上人五位以上の稱なり「まへつきみ」はもと天皇の御前につかへさぶらふより出たる稱ありこれを「まうちぎみ」「まちぎみ」なむと稱ふるは何れも正しき訓にあらざり○刀彌は、史部王記百官主典以上稱刀彌とあれどもは六位以上諸大夫を云ふなり○あらればしりは、曲の名なり集釋云此哥曲終必重稱萬年阿良禮、今故曰萬歲樂是古語之遺也とありて此哥は御門の御齋長萬代に榮えませと壽きたるものなるべし○高巾子綿の華をつく云々、和名抄に巾子幞頭具所以挿髻也とあり巾子は髪を本島として巾子を入れてつとみたるものなり高巾子は河海抄路哥人以綿造華著冠願也以是號高巾子云々と見えたり○此殿、竹川は共に樂曲名なり

射禮

十七日

是の建禮門にて行侍る事なり代の始は豊樂院ふてあり十

五日は先、兵部省手つがひといふ事ありて射手をとくのへささむる儀式あり正月になければ三月にも行はるとなりも三月ならば日次の十三日なるべし清寧天皇四年九月一日よりみことりして弓をいさしむ孝徳天皇の御宇には正月にあきり天智天皇九年正月は大夫士に詔ありて宮門の内に大射すとあり是みを射禮のはじめならむか仁徳天皇の御宇に高麗國よりくろがねの楯くろがねの的をたてまつる群臣百官をめて此楯的を射さしむるに射とほす人なかりけりことに盾人宿禰といふ人ありて此的を射とほまければあま人共彌おれをなして御門になびきしたかひ奉りけるを又射禮のあくる日の射遺とてあり其は昨日射禮に參せざる四府にけいさしむるが

ゆゑに射のおまとは申なり弘仁二年正月に此事はじまる

射禮、清寧紀云四年九月丙子朔、天皇御射殿、詔百寮及海表使者射賜物各有差と見えたるは、これ射禮の濫觴ならんか、さて十七日を射禮の日と定められしは、天武天皇四年正月壬戌日、公卿大夫及百寮諸人初位以上射于西門庭とあるを例とせしにや、北山抄云十七日觀射事、建禮門前立七丈幄、其内設親王以下衛府佐等座、有諸大夫並諸司、幄立鉦鼓置賞物、不立諸幡、兵衛々門立仗戟也、門内射手立所立幄云々王卿先就左仗奉仰相率出、春華門各取弓矢着幄下座、所司豫儲饌造酒正勸盃三献後下、著如常兵部丞二人唱名無叩鉦執幡者、先左近右兵衛射之次、右近左衛門次、左兵衛右衛門帶刀等也、近衛兵衛後參當日不必射之日、暮者各令二人射、若有射道明日可候之由、令外記誠仰於豐樂院行此儀、時殿前立幄如建禮門、裝束顯陽堂設諸大夫座、不開儀鷹門、王卿入自東廊中門、着座射手自顯陽承歡、兩堂之間參入云々、己上はこれ式日の次第と知るべし、○仁徳天皇の御宇云々、仁徳紀云十二年秋七月辛未朔癸酉高麗國貢鐵盾的、八月庚子朔己酉饗高麗客於朝、是日集群臣及百寮、令射高麗所献之鐵盾的、諸人不得通、唯的臣祖盾人宿禰射、鐵的通焉、時高麗客等見之畏、其射之勝巧共起、以拜朝明日、美盾人宿禰而賜名曰的、戸田宿禰云々、○四府とは、左右近衛左右兵衛を云ふなり、○建禮門にて云々、原本門の字の下に院の字あり、次に清寧天皇四年とある四年の二字を脱し、次に宮門の内を宮門の外とあやまり、次に弘仁貳年正月に此事云々、此事の二字も脱落、今集釋本及校本によりこれを正補す。

賭弓 十八日

是は天子弓場殿にのどみて弓を御覽をるなり、仲春に弓をみる事は禮記などにも侍るに也、棚をつきの的をかけて、左右近衛左右兵衛四府の舍人どもの射侍るなり、左右の大將射手を奏せらる勝の方のまけの方に、罰酒をおあなふ、又勝の方の舞樂を奏す、大方近衛の管領にてあれば、事はて、後大將射手に饗をたぶ是を

かへりあるじといふなりかへりあるじ行はぬ大將は左右なく
参内せぬ事にて度々の召につきてまゐるとかや又殿上の賭弓
とて臨時よりを御覽する事ありそれは殿上の侍臣どもの射侍
るなり

賭射事、北山抄云、四府修表、文、謂、申、射、手、箭、即、令、分、給、天、皇、御、射、場、殿、次、將、着、出、居、
座、着、御、御、座、稱、警、蹕、奉、仰、召、王、卿、各、取、弓、矢、一、經、階、下、參、入、左、右、大、將、奉、射、
手、奏、左、大、將、退、後、右、大、將、進、奏、兩、大、將、給、文、杖、於、官、人、一、作、挿、矢、取、弓、着、座、御、覽、後、
委、文、置、置、物、御、机、兩、大、將、退、着、後、覽、之、目、上、卿、上、卿、取、弓、
名、稱、唯、後、召、右、少、將、之、名、兩、人、參、進、以、右、奏、給、左、以、左、奏、給、右、各、退、還、取、硯、就、
的、付、座、出、居、仰、懸、的、上、卿、示、木、五、寮、懸、之、等、刺、着、座、矢、取、自、棚、前、西、度、次、四、府、參、
射、勝、方、大、將、皆、以、罰、酒、習、平、行、負、方、親、王、以、下、出、居、的、付、等、更、就、出、居、座、末、前、方、
召、在、幕、次、將、佐、等、行、之、一、二、度、射、間、内、膳、大、膳、給、衝、重、於、王、卿、出、居、等、王、卿、立、弓、於、後、

造酒正勸盃、唱平、御厨子所供、菓子干物御酒等、每度勝、其方、將曹志令、持、祿、
布、置、等、刺、座、前、雨、後、置、等、刺、射、畢、勝、方、奏、樂、左、右、次、將、以、的、付、文、奉、上、卿、上、卿、付、藏、人、
奏、之、勝、方、大、將、皆、令、奏、云、弓、奉、仕、禮、留、男、等、仁、御、酒、給、成、即、蒙、可、許、一、退、出、僚、下、哥、遊、相、從、物、
節、以、下、中、七、己、上、之、者、殊、加、一、級、之、由、仰、次、將、御、爲、中、一、之、日、大、將、取、副、文、杖、於、弓、入、
自、射、場、殿、南、妻、就、簾、下、南、妻、跪、置、弓、付、内、侍、取、弓、還、着、本、座、經、射、御、覽、之、後、内、侍、示、
上、卿、上、卿、着、履、進、簾、下、詣、奏、文、從、殿、内、云、々、斯、て、事、は、て、し、後、近、衛、の、管、領、な、り、と、て、
射、手、に、み、あ、へ、を、給、ふ、こ、れ、を、か、へ、り、あ、る、じ、と、云、ふ、年、中、行、事、哥、合、に、梓、弓、射、手、の、つ、
か、さ、を、引、つ、れ、て、か、へ、り、あ、る、じ、を、け、し、き、こ、と、な、る、と、出、た、る、も、け、ふ、の、け、し、き、を、よ、
め、る、も、の、な、り、梓、弓、は、射、手、の、枕、詞、に、て、か、へ、り、あ、る、じ、は、歸、寮、の、心、な、る、べ、し、そ、の、ゆ、
ゑ、は、事、は、て、ま、か、り、歸、ら、ん、と、を、る、に、其、勞、を、慰、ら、ひ、て、給、ふ、所、の、み、あ、へ、な、れ、ば、な、り、
い、て、の、つ、か、さ、は、射、手、官、人、と、云、ふ、な、り、此、一、首、の、意、は、そ、の、貫、首、な、る、人、の、ね、ほ、く、の、
射、手、を、引、つ、れ、歸、寮、を、る、人、々、の、心、も、ゆ、き、て、常、よ、か、は、り、て、勇、々、し、く、見、ゆ、る、も、た、の、
も、し、ど、の、意、義、な、り、○、歸、り、あ、る、じ、行、は、ぬ、大、將、は、云、々、け、ふ、事、は、て、後、大、將、射、手、に、

歸りあるにさる事は其人のはれをすることなるをえせぬは人の笑を受るはもとよりまたれのか心にも恥ちて人に遇ふ事も面伏なればれのつから參内もなりがたまとなりさればたびくの仰を蒙りてやうくに參内をどのことなるなり

仁壽殿觀音供 同日

東寺の長者たる人の此事をば勤むるなり里内の時は真言院にて行ゆる應和二年六月十八日觀音の像一躰を仁壽殿に安置せらる寛空僧正をして開眼供養あり是は毎月の事にて天子の御祈の爲なり昔は又夜居の僧として二間にめいおかれて御加持をいたしけるにや

此事をば勤むること、仁壽殿に安置せらるる觀音の供養、東寺の長者のつとむる例ありと云へ○寛空は、仁和寺の僧あり元亨釋書云、寛空性、文室氏内州、人事、神日爲弟子、又稟、寛平上皇、密灌、無得、圓堂院事、天曆帝勅、修、祈、雨、法、過、期、不、雨、君、臣

潜笑空乃着法服、持香爐、入宮庭、立焚香、誦呪、密觀、須臾、于時陰雲忽起、大雨暴降、然宮城而已不到、他所、時人奇之、康保元年爲僧正、天祿三年二月六日、化年八十九と見えたり斯れば本文に應和二年開眼のをり寛空己も僧正たりやうに見ゆれども當時いまだ僧正あらざりし右の釋書にてらして明々然るにかくあるはいかよと云ふに寛空終も僧正となり佛化したる後久うして此書は成しものなればその事を先へ取廻らして記されたるに據るなり○開眼供養は、佛の眼を開く供養と云ふ意よて佛家に佛像の落成たる時行ふ所の儀式なり○二間に召しかかれて云々、二間は禁秘御抄云、二間敷、疊二帖、北間、向妻戸、敷、阿闍梨、座半疊一、南間、如御講之時、應、本尊、寄、障子、也と見えて此處に夜居の僧等を召して玉躰御安全の御加持を行はしめ給ふなり

内宴 廿一日

内宴と申はうちくの節會あり仁壽殿にておこなはる文人と

も題を給り詩を作りてやがて御前にて講せらる廿一日廿二日
廿三日の程ねの日にあたれば其日れこなはれて一二献の後親
王公卿に若菜のあつものを給ふ保元信西申行侍りし後は絶
て侍にこそ

内宴事、北山抄云時列御仁壽殿仁壽殿供膳女藏人十度就紫宸殿北廂采女撤御臺盤覆畢出御若赤白綠缺陪膳更衣若元其人出自西方就座御座異角設管回次召侍
臣令召皇太子及王卿千時皇太子上自南殿北簀子東妻陪到座東西面謝座而
立春宮亮持空盞進授之退立壁下階謝酒畢受盞還入本所皇太子若座次王卿
外着靴於殿政門中少將二人内記等出自南陽門東頭列立庭中謝座少將取空盞出自北
陽西頭授贊首者退立舞臺北頭謝酒訖依次參上若座次中少將内記同昇着座次侍
臣着廊下座女藏人等出自南殿北廂中戸供四種餛飩餛飩等次東宮侍臣賜餛飩
皇太子昇殿相兼者役之若少次侍臣賜餛飩王卿次供御膳次賜參議以上饌次供
殿内表侍臣依仰奉仕

御酒次賜皇太子次賜王卿以下三献之後文人依召參上次賜紙筆文人以上次内
教坊列當進舞妓奏覽畢作音樂舞妓等出自綾綺殿軟障南頭着座此間大臣
起座奏可令献題之由勅許畢稱唯後座召可献題之人稱唯進立大臣後即仰可
献題之由同音稱唯跪書題授大臣大臣進奏後座又令書之取副於笏就皇太子
座邊落折授之更書重爲王卿以下料上卿問序者題者申云其人當次仰可傳宣之
由日暮中少將帶弓箭殿司供御殿油主殿寮供庭燎奏樂既闕献詩亦訖出居次將
取文臺管置御前東邊於是陪膳更衣退入皇太子以下起座候御前召儒士一人
令讀中少將二人乘紙燭之先是内藏寮積祿舞臺南讀詩一二教之間次將召
名隨召稱唯讀詩畢後下殿給祿或勅殿上王卿侍臣令奏管絃無又給祿若當子
日一二献後女藏人等以若菜羹盛土器進自御前簀子相分座王卿座邊王卿下
座挿笏受之親王以下若加爵級大臣奉仰令成位記奏聞令次將於文臺下召賜
之其人端笏起座稱唯進跪文臺下受位記小拜起揖而左廻退下於庭中拜舞參上
後座云々とありこれによりて式日のさまは曲らゝ知られたるもなほその何れ

の御代より始りけん今は定かならざ保元と信西の請申て行ひたる後絶えたり

國忌

廿五日

是は鳥羽院の母后女御苡子の御忌日なり天仁元年に正月四日の御國忌を捨てこの廿五日の國忌をもちゐらる異朝にも天子七廟の内大祖と昭桃穆桃とをのぞきて其外の四廟をば時にしたがりて毀廟とてやぶり捨る事の侍にやけふの御佛事の東寺にて行ゆるさしたる事をし大かたかやうの御國忌なその日は御門御あそびなどをとめさせ給さされば禮記に忌日に樂せずといへり我朝の律の文にも國忌の日樂をなす者の杖八十とあり國忌なそのに音樂をなすともがらは罪科におこなわれ侍

一に又廢朝廢務といふ事あり廢務は諸司政をせむといへり是の一日をかぎりて天下諸司の政をとめらる是數日に及びて萬機の政を捨おかれていかなふべからざる故に一日をかぎりて廢務日とい申なり今この廿五日の御國忌も廢務日にて侍るべし廢朝と申は諸司の政のよのつねにかはらずとり行侍れども天子みづから朝にのぞみて政をきこしめさぬなりこれをば廢朝ともいふ廢朝は數日にもをよふべし諸司は政事をとめざるゆゑなり

正月四日の御國忌を捨て云々、正月四日は前に見えたる村上天皇の母后總子の御忌日あり然るに鳥羽天皇の天仁元年正月廿五日御門の母后苡子崩御ありしか四日の御國忌を捨てけふの御國忌を用ひさせ給ふ御事をなれるは所謂古

を捨て新アラシキを取るの御心なるべし○正月四日の御國忌云々原本四日の二字なし
 今集釋及校本に依りこれを補ふ○天子七廟云々、彼漢土に於ける七廟は太祖と
 昭穆兩桃與其他の四廟とを合せてこれをかく稱ふる趣を此處に載られたれども
 され甚く事實に違へり禮記より七廟は太祖と三昭三穆ありと見えて即次に示した
 る略圖の如し

		太祖	
昭	穆	昭	穆
全	全	全	全

太祖は西より位し東に向ひ昭は太祖の左より在りて北に位し南に向ひ穆は太祖の右
 より在りて南より位し北に向へり七廟ハ太祖を始として歷代の祖等の靈を鎮め祭る

處なり又毀廟と云ふもままと其廟を破り捨るにあらす六世の後より至りて新主
 の靈位を南廟の下版シモイタに鎮むるに當りその順序に依りて昭廟の首版カミイタなる靈位を大
 廟の西なる桃廟ウツノミ(即夾室なり)に遷りてこれを毀廟とはいふなり以下毎代此事あ
 りと知るべしされと太祖の座のみは永世變る事なし○廢務の事、禁祕御抄を按
 ざるに廢務者諸司不レ政一日或は三日云々とあれば事の大小よりては一日に
 もかざらぬものなりされば御國忌若くは國家の大事ある時に諸司の政を止む
 るはこれみな萬を憚りての事なりと知るべし○廢朝は數日にも及べし云々、禁
 祕御抄云依レ事淺深或五ケ日或三ケ日也廢朝三日被レ仰止音奏警蹕禁中藏物
 音垂清涼殿御簾第四日可上御簾而當惡日或無沙汰及數日云々と見えて御
 國忌は云ふも更なりとの他國家の大事起りたる時に御門朝政を廢し給ふ事數日
 にも渉る事のあるは偏に萬を憚り給ふに依るべけれどかたぐ諸司の政事を
 止むる事のなきが故ありとの意也

神祇官獻御贖物廿日

是の毎月ツキのつごもりにたてまつる御麻マをもおなじく供ツケをあが物モノは身のあざアザはひをあかふ物モノといふ心ココロなり人形ヒトガタを作ツクて身の代カタとする事コトおなト心ココロなるにや古事記コトワザに仲哀天皇ナカアヒの豊浦トヨウラの宮ミヤにおいします時はトめて御あが物ミコアガモノを供ツケずとみえたり又舊事本紀コトワザには天富命アマトミ麻マをうゑ御ぬさをつくりて奉ホウるよしとあるせり又毎月ツキの御あが物ミコアガモノの後ノチ朱雀院ソウカインの御時ミコトキよりはじまるよし匡房卿クニナカノサト記キにみえたり

是も毎月ツキのつごもりに奉ホウる云々、是コトは御贖物ミコトクを指サシさなりまの御贖ミコトクに種々シツシツの品モノあるべし北山抄キタヤマノサウ云々晦日クワイニチ神祇官ミコトキ奉ホウ御麻ミコマ同日ツクニチ御巫ミコト奉ホウ御贖ミコトク云々又神祇式ミコトキノシキ毎月ツキ御贖ミコトク金人カネノヒト像イマヘ銀人ギネノヒト像イマヘ各オノオノ卅サウ枚マヅ云々また此外ソノトモに御息壺ミコノイソと云ふものあり是は神祇官ミコトキより陰陽師インヤウジを志シ奉ホウる由ユに按オシざるにこの人形ヒトガタ御息壺ミコノイソのおこりと云ふに日本紀ニッポンキ神代ミコヨ巻マキに

素盞鳴尊スサノヒメノミコ天津國天津國に於おて轉マシた逆業サカヤメをなし給たまひしにより諸シロの神カミ等ト素盞鳴尊スサノヒメノミコに千座チザ置オケ戸ドの解除ハルハレを予科ヨコせられける此時コト素盞鳴尊スサノヒメノミコの手テの爪ツメをもて吉兼ヨシキミとなし足タラシの爪ツメをもて凶兼ヨシキミとなせとありこれ人形ヒトガタの根元ネノエなるべく次ツギは唾ツバをもて白和幣シロニギハヒとなし決ツクをもて青和幣アヲニギハヒとなすとあるを思オモふに御息壺ミコノイソ（即すなはち御息ミコノイソを籠カゴめ給たまふ處トコロの壺ヒツなり）も或あるはこれ等に由ユ來キざるものならむかし加くして此月次コトツキのハ天皇ミカドを始はじめまつり三宮ミヤの御ミコ祓ハラヘなるべし但ただし六月ムナシ十二月ムナシの兩月フタツキハ此例コトバタにあらざと恒祀コトバタ略解リョクゲに見みえたるはこれ大祓オホハラヘのあるがゆゑなり此後コトノチといふ事コトハ古事記コトワザにも見みゆるが如ごとく伊弉那イサナ岐命ヒメノミコの黄泉國ヨミノクニの織オリにふれ給たまひしを拂はらひ清きよめ給たまはんとして筑紫國ツクシノクニなる橋ハシの小門コノカドに於おて遊あそばしと大御オホミコあざと素盞鳴尊スサノヒメノミコの解除ハルハレの御ミコあざアザは即すなはち祓ハラヘの濫觴ランサウなりけりかく神代ミコヨより今いまに至いたるまで絶たえざる行ゆはると此御ミコあざアザハその身に犯かしたる罪穢ツミケガレは云いふも更さらなり今いましるその身に降くだりかゝらんとする災わざをも拂はらひ退ひけてもとの清きよしき身ミになり得えべき甚いたも尊ミコき御ミコあざアザよよなんありける○豊浦宮トヨウラノミヤにはしまし時トキはしめて御あがものを供ツケせ云々、按オシざるに此事コト記キ兩典フタツツには檀日宮タンニチノミヤの事コトにして豊浦宮トヨウラノミヤにはあらざその

由次に述べし古事記云、天皇座筑紫之訶志比官、將擊熊曾國之時、天皇控御琴而
 建内宿禰大臣居於沙庭、請神之命、於是太后歸神言、教覺詔者云々、天皇答曰
 云々、其神太忽詔、凡茲天下者、汝非應知國、汝者向一道云々、取依其御琴而
 那摩々々、邇控座故未幾、久而不聞御琴之音、即舉火見者既崩、訖爾驚懼而
 座殞、宮取國之大奴佐而種、求生劍逆劍阿離溝埋尿戶、上通下通馬婚牛婚雞
 婚、犬婚之罪類、爲國之大祓、而云々とあり、これ國の大祓を遊ばし、事の始めな
 り、けり、この國の大奴佐、所謂大祓の用に供ふる贖物なり、さて奴佐の「子キフサ」
 の約にて「子キ」は祈願の心なり、また「フサ」は總と書きて、麻を云ふなり、麻を總
 と稱ふる事は古語拾遺に好麻所生故謂之總國とあり、これその麻を總と稱ふる
 據處なり、凡て神に祈事をるに當り種々奉る中にも取分け此麻を宗とさるゆゑに
 さては祈麻といふ名稱のおこれるなり、○天富命云々、舊事本紀云、天富命更求沃
 壤、分殖好木綿麻、永奉麻云々、古語拾遺云、仍令天富命率日路命孫、求肥饒地、遣
 阿波國植穀麻、種其裔、今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、云々と見えて

大嘗會の時御麻を奉る事となりしは即榎原宮の朝より始れるなり

外記故始

是は吉日をえらびておこなふ先、九日なるべきなり、上卿以下位
 次の公卿あるをりもあり、宰相廳につくこれよりさき、に辨少納
 言、外記史かたなしにて事をおこなふ上卿めしあれば、大辨も廳
 につくかたなしの事は、て南の所にて勸盃ありいで、たちとて
 出さまに、おのゝ作法あり事は、て參内して左近陣、よつく外
 記は恒例臨時の政をとり、行官なるよよて正月に、先當年の政
 を行始る心なり、檢非違使の廳の政をもおなじくけふはじめ
 行ふ

外記政始は、もと九日の定例なりしに、此頃に至りて、一向日を撰まれたりと覺

ゆこの日の上卿を始め事にあづかる人々参向してその式をとり行ふなり○上卿は、凡て禁中公事ある時大臣大中納言等の其奉行を承りて首座を務むる折の名稱にしてこゝは即大臣なり○宰相廳につく云々、原本宰相の下にの字ありされどその行ある事明瞭なれば今集釋本及校本の無きに隨ふ宰相は参議の別名あり廳とは、太政官廳を云ふ○かたなし母て事を行ふ、倭訓栞云かたなし江家次第に結政所をよめりかたね成の義なるべし延喜式に於辨官結政所捺印と見ゆ除目などの數通の文を一に束ねて結固むるをかたねなど云ふに續後拾遺雜哥の中に中原師光朝臣外記廳結政座に古宮の柱の今に残れるをまつりことについでに「古のならのみやこの宮柱このかたなしに猶のこる哉」となむよまれたりも載せたりさてかたあしハ外記廳の結政所にて先その年の政始の事を取行ふを云ふなり○大辨も廳につく、まれば上卿より大辨に参廳の旨を仰されば廳につくとの義なり○南の所は、外記廳の内に入り○勸盃の事は、五日叙位式の條に述たり見合せべし○出さまにのゝ作法あり云々、集釋に引たる文よ云々南所門

外損^シ上官^ニ丁次第四位立樹南^ニ五位立樹北^ニ云々と見えていかよも順序正しく出立たるものなりけり○政を行始る心ち云々、原本心^ニ二字を脱し次に檢非違使云々とある檢字の下よ、字ありその行なる事明瞭なれば今集釋本及校本によりこれを正補は

公事根源註釋上卷

正誤

●印ハ誤
○印ハ正

頁數	行數	誤	正
三	八	二卷と	二卷を
五	一〇	大裂の	大裂ノ
一三	四	講せられ	講せられ
一四	六	松抄ニ	松抄ニ
一六	八	小栗柄	小栗柄
一八	一〇	大輪轉は	大輪轉ハ
一九	三	空曲文は	空曲文ハ
二〇	三	録	録
三四	一〇	つかまつらぬ	つかへまつらぬ
四〇	一〇	注上御示氣也	上御示氣也
五三	九	心ノ下ちヲ脱ス	

明治卅一年二月七日印刷
同 年二月十日發行

發行兼
著者

高橋國憲

麹町區下六番町十七番地

印刷者

中村經次

麹町區飯田町二丁目五十番地

印刷所

同 益社

同 所

賣捌所

上原書店

東京市神田區裏神保町六番地

